

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	肝炎治療特別促進事業費			担当部局庁	健康局		作成責任者		
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	疾病対策課肝炎対策推進室		鈴木 章記		
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	肝炎対策基本法 第15条、附則第2条第2項			関係する計画、通知等	「感染症対策特別促進事業について」				
主要政策・施策	高齢社会対策、子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アノログ製剤治療の投与、インターフェロンフリー治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患であるが、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アノログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、医療費の助成を実施。これにより、患者の医療機関へのアクセスを改善し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各都道府県において、インターフェロン治療及び核酸アノログ製剤の投与、インターフェロンフリー治療が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。 【肝炎対策基本法第15条】 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。 補助率:都道府県 1/2								
実施方法	補助								
予算額・執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	当初予算	13,618	9,917	9,944	8,586	12,802			
	補正予算	-	-	3,500	-				
	前年度から繰越し	-	-	-	3,500	-			
	翌年度へ繰越し	-	-	▲ 3,500	-				
	予備費等	-	-	-	-				
	計	13,618	9,917	9,944	12,086	12,802			
	執行額	9,011	7,476	9,236					
執行率(%)	66%	75%	93%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度		
	前年度以上 注:27年度は最終年度ではないが、前年度を超える実績を目標としていることから27年度としている。	肝炎治療受給者証交付件数	成果実績	件	74,974	77,738	集計中		
			目標値	件	66,403	74,974	77,738	77,738	
			達成度	%	113%	104%	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	インターフェロン治療受給者証交付件数			活動実績	件	20,542	17,758	集計中	
	当初見込み			件	17,721	20,542	17,758	17,758	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	核酸アノログ製剤治療受給者証交付件数			活動実績	件	54,432	59,980	集計中	
	当初見込み			件	48,682	54,432	59,980	59,980	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y			単位当たりコスト	円	120,186	96,169	前年度以上の実施主体	前年度以上の実施主体
	X:「平成〇年度の補助金(実際の執行額)」 Y:「平成〇年度の肝炎治療受給者証交付件数」				計算式	X / Y	9,010,843,000 / 74,974	7,475,950,000 / 77,738	前年度以上の実施主体
平成27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	補助金	8,465	12,682	・「新しい日本のための優先課題推進枠」7,031 ・新薬への対応による増					
	事務費	121	120						
		計	8,586	12,802					

事業所管部局による点検・改善								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	肝炎治療への医療費助成に対する国民のニーズは高い。このため、本事業で着実に実施し、事業目標を達成するためには、国費投入は必要不可欠である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、本事業を通じ、国が主導的役割を果たしていくことは必須である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	肝炎対策基本法第15条は、国及び地方公共団体は、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものと規定しており、優先度は極めて高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	医療費助成を実施することにより、受益者(肝炎患者)の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られる一方で、受益者の所得に応じた自己負担額を設定しており、受益者との負担関係は妥当である。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業実施に必要な最低限の経費のみを計上しており、コストの水準は妥当である。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	国内最大級の感染症である肝炎の克服に向け、インターフェロン治療等に係る医療費を助成するものであり、真に必要なものに限定されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	○	事業実施にあたっては、不断の効率化及びコスト削減に取り組んでいる。					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	肝炎の感染を早期に発見するため、受検者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制の整備と積極的な受診勧奨を行った結果、成果目標以上の事業成果を得ることができた。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	○	医療費助成を実施することにより、肝炎患者の医療機関の受診が促進され、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止が図られるものであり、他の手段・方法と比較して極めて効果的な事業実施が図られている。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	インターフェロン等の治療法が進歩し、慢性肝炎の段階での多数の治療介入によりSVR(ウイルス学的著効)を得て、肝硬変や肝がんへの進行を抑えており、公衆衛生対策として所期の成果を達成している。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-						
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	所管府省・部局名 事業番号 事業名							
点検・改善結果	点検結果	肝炎治療受給者証の交付件数については一定の実績を保ち続けており、肝炎の克服に向けた取組に寄与してきた。さらに、肝炎の医療技術の進歩や執行状況を踏まえ、効率的かつ効果的な予算の執行を確保してきた。						
	改善の方向性	引き続き、予算の効率的・効果的な執行に努め、肝炎の克服に向けた取組を強力に進め、国民の健康の保持、増進を図る。						
外部有識者の所見								
点検対象外								
行政事業レビュー推進チームの所見								
現状通り	点検結果も妥当であり、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な事業であることから、引き続き、必要な予算額を確保するとともに、適正に執行を行うこと。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
現状通り	-							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	132	平成23年度	112					
平成24年度		平成25年度	88					
平成25年度	99	平成26年度	109					

厚生労働省 7,476百万円
※平成25年度実績

各自治体から申請のあった事業内容を精査の上、国庫補助金を交付



【補助】

A 都道府県(47) 7,476百万円

肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付
申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。



【随意契約：北海道の例】

B 支払基金等(2団体) 2百万円

※診療報酬請求書の審査に係る人件費等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.北海道			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	肝炎治療を受ける者に対する医療費助成	420			
報償費	医療受給者認定の審査に係る報償費	1			
役務費	審査支払手数料	2			
計		423	計		0
B.支払基金等(2団体)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給料等	診療報酬請求書の審査に係る人件費等	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	423	-	-
2	東京都	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	387	-	-
3	大阪府	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	370	-	-
4	福岡県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	289	-	-
5	兵庫県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	252	-	-
6	神奈川県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	252	-	-
7	埼玉県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	230	-	-
8	愛知県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	202	-	-
9	広島県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	193	-	-
10	千葉県	肝炎患者が行う医療費助成受給者証の交付申請内容の審査及び医療費の支払事務を行う。	189	-	-

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	診療報酬請求書等の審査を行う。	1	随意契約	-
2	北海道国民健康保険団体連合会	診療報酬請求書等の審査を行う。	1	随意契約	-
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					